

令和5年度事業計画

基本方針

公益社団法人としての社会的使命に基づき、人と動物がよりよく共生していく社会を目指して、獣医師が専門的知識・技術を生かし、動物由来感染症の予防啓発や動物愛護思想の普及啓発を行い、公衆衛生の維持向上を目的とした事業実施に努める。

事業活動

I 人と動物が共生する社会の健全な発展を目的とする事業

1 狂犬病予防事業

本事業は、県獣医師会長が県下市町村長との間で「狂犬病予防業務に関する覚書」を交わし、定期集合注射及び動物病院で行う個別注射を実施する。

- (1) 定期集合注射については、各市町村が設定した会場ごとに4月に実施する。また個別注射については、県獣医師会長が各市町村長と「狂犬病予防業務事務委託契約」を締結し、会員獣医師が年間を通じて実施する。
- (2) 定期集合注射及び個別注射に使用する狂犬病予防ワクチンは、原則として本会でとりまとめて動物医薬品販売業者に発注し、注射担当獣医師に配布する。
- (3) 狂犬病の定期集合注射の周知を図るため、実施期間前から期間中にかけて、ポスター、新聞、県獣ホームページ等を利用し広く県民へ啓発普及する。
- (4) 注射を実施する会員獣医師を対象に、狂犬病予防事業に関する実施説明会並びに研修会を開催する。

2 災害時動物救護対策事業

- (1) 富山県と締結した「大規模災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、大規模災害発生時における動物救護活動を実施する。また富山県が主催する富山県総合防災訓練に参加する。
- (2) 災害時動物救護対策委員会が中心となり、大規模災害の発生に際しては「大規模災害時における動物救護活動マニュアル」に則して救護活動を行う。

3 身体障害者補助犬等の健康管理支援

- (1) 盲導犬のフィラリア症予防対策費を助成する。

(2) 警察犬所有者に健康診断助成券を発行する。

4 譲渡された犬、猫等に対する健康管理支援

県動物管理センターで譲渡された犬、猫等に診療費補助券を発行する。

II 獣医学術、獣医療の専門知識・技能の普及並びに人材育成を図る事業

1 会員獣医師の学会等への参加支援及び獣医療高度化活用の支援

(1) 獣医学術、獣医療の専門的知識や高度な技術の習得のため各種学会に参加し、また人材育成を図るため講演会、セミナー等へ参加する会員獣医師に対し、参加登録料及び学会発表者の旅費等を助成する。

(2) (公社)日本獣医師会等が行う獣医学術・獣医療向上のための事業への参加、協力を図る。

2 研修会、講習会などの開催

各種獣医療に関する講習会、研修会等を開催し、会員獣医師の人材育成並びに資質の向上を図る。

(1) 小動物臨床部会、公衆衛生部会、産業動物部会の三部会がそれぞれ研修会、講習会、セミナーを開催する。

(2) 県等各種団体が行う発表会、研究会等に共催、後援等を行う。

3 (公社)日本獣医師会が実施する獣医師生涯研修事業への協力

最新の獣医学、高度獣医療技術等に関する専門分野別の研修会、講習会等に出席した獣医師には、(公社)日本獣医師会が修了書を交付しており、当会は獣医師から提出された交付申請書の内容を確認し日本獣医師会に送付する。

III 動物愛護思想の普及、動物福祉の増進、野生動物の保護、畜産業の振興などにより豊かで健全な社会の発展に資する事業

1 動物愛護・普及活動事業

(1) 県が行う動物愛護フェスティバルに協力し、健康相談を実施し、一日獣医師体験教室を開催する。

(2) 県が行う「動物ふれあい教室」に参加し、小学生に対し動物と直接触れ合うことにより、動物への接し方や命の大切さを教える。

(3) 長年にわたり犬猫を飼養している飼い主に対し、各病院長から長寿犬猫表彰を手交する。

2 学校飼育動物の管理支援事業

- (1) 公立小学校で飼育されている動物の管理支援のため、各小学校に「がつこう動物新聞」を年1回配布する。
- (2) モデル校に指定した富山市立堀川小学校等飼育動物に対し、健康診断、診療、飼育現場の改善指導等を行う。

3 野猫の避妊・去勢手術補助事業

地域の野猫の繁殖を抑制し、野猫による被害を防止するため、富山市等野猫の避妊去勢手術補助事業に協力する。

4 小動物夜間診療事業

県内の犬猫等を対象に夜間における応急診療を実施する。

5 野生鳥獣傷病治療管理支援事業及びジビエ利活用の推進、死亡野生鳥獣の予防及び検死

- (1) 県下動物病院で県民から持ち込まれる傷病鳥獣の相談、診療依頼に応じる。
- (2) 野生鳥獣の保護を目的とするため家畜伝染病の予防対策や死亡野生鳥獣の原因究明に協力する。
- (3) 野生鳥獣のジビエ利活用の推進に伴う衛生管理指導への協力。

6マイクロチップ普及推進事業

県下動物病院で犬猫等にマイクロチップの装着を実施するとともに、普及推進を図る。

7 野鳥の鳥インフルエンザウイルス検査

県と締結した「死亡野鳥に係る高病原性鳥インフルエンザ簡易検査に関する協定書」に基づき、県内で養鶏場に鳥インフルエンザが発生した場合、持ち込まれた死亡野鳥の鳥インフルエンザ簡易検査を実施する。

8 農林水産省等が主催する事業への参加

農林水産省等が地方の家畜衛生状況を把握するための家畜衛生対策関連事業への参加。

IV 委員会の開催

各事業推進のために、各委員会設置規程に基づき委員会を開催し、理事会に報告するとともに、関係者に周知を図る。

1 小動物夜間診療事業実施委員会の開催

2 狂犬病予防対策委員会の開催

3 ワンヘルス委員会の開催

4 災害時動物救護対策委員会の開催

5 獣医師道委員会の開催

V その他の事業（相互扶助等事業）について

支部の活動を助成する事業

富山県獣医師会の4支部に対し活動費を助成する。各支部においては役員会、総会、研修会等を開催し、独自の活性化を図る。

VI 管理部門

公益社団法人における新制度について、会員への認識を深めるとともに役員並びに職員は定款や内部規程に沿って事業推進に努める。

1 会員の確保

2 支部及び部会活動の推進

3 ホームページの管理

4 「県獣だより」（年2回）の発行

5 獣医師倫理の普及啓発

6 各種情報の提供